

平成14年度随時監査（国庫補助金について）実施計画

1 実施方針

社会福祉法人に対する「老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費」補助に係る国庫補助金の不正受給事件があったとの報道があったことから、福祉局に対して今回の事件と同種の国庫補助金に係る国庫補助申請に関する事務処理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づく随時監査を実施する。併せて、補助金受給者である社会福祉法人に対して地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査を実施する。

2 監査対象局

福祉局

なお、関係人調査を実施する団体は、別紙団体一覧表のとおりである。

3 監査の対象

平成11年度から平成13年度までに完成した施設に係る「老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費」国庫補助申請に関する事務を対象とする。

4 実地監査期間及び日程

平成14年6月3日（月）から平成14年7月31日（水）までの間（講評を含む。）に実施する。

監査を実施する福祉局及び関係人調査を実施する団体の日程は、別紙随時監査日程表のとおりである。

5 報告書様式

報告書の様式については、別途決定する。

6 監査の通知並びに結果に関する報告及び公表

知事等関係機関及び団体に対する監査の実施通知は、本計画決定後速やかに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。

7 特に留意する事項

（1）局関係

国庫補助金交付申請は適正に行われているか。

(2) 団体での調査事項

- ア 補助事業者は補助にかかる事業計画を適切に作成しているか。
- イ 補助事業者は補助金額の算定を適正に行っているか。
- ウ 補助事業者の補助金の受入方法、時期、手続は適切か。
- エ 補助事業者は補助条件を適正に履行するとともに実績報告を適切に行っているか。
- オ 補助金が補助対象事業以外に流用されていることはないか。

平成14年度隨時監査日程表

(平成14年6月実施分)

(監 査 第 二 課)

月	日	曜					
6	1	土					
	2	日					
	3	月	福 祉 局				
	4	火	"				
	5	水	"				
	6	木	"				
	7	金	社会福祉法人竹清会	社会福祉法人梅の樹会	社会福祉法人隆山會	社会福祉法人東京聖劣院	社会福祉法人桜栄会
	8	土					
	9	日					
	10	月	社会福祉法人 足立邦栄会	社会福祉法人 東翔会	社会福祉法人 清心福祉会	社会福祉法人八王子心成会	社会福祉法人 至誠学舎立川
	11	火	社会福祉法人 東京福祉会	社会福祉法人 信隆会	社会福祉法人 えのき会	社会福祉法人 真松之会	社会福祉法人 奉優会
	12	水	社会福祉法人 白陽会	社会福祉法人 春光福祉会	社会福祉法人 爛柯会	社会福祉法人 ケアネット	社会福祉法人 うらら
	13	木	社会福祉法人 みその福祉会	社会福祉法人 創生	社会福祉法人 聖母会	社会福祉法人シルヴァーウィング	社会福祉法人 江東ことぶき会
	14	金					
	15	土					
	16	日					
	17	月	社会福祉法人 大三島育徳会	社会福祉法人 浴風会	社会福祉法人 健修会	社会福祉法人 三幸福社会	社会福祉法人 江戸川豊生会
	18	火	社会福祉法人 白秋会	社会福祉法人青梅福祉協会	社会福祉法人 親の家	社会福祉法人ウエルス東京	社会福祉法人 すこやか福祉会
	19	水	社会福祉法人 七日会	社会福祉法人 心会	社会福祉法人 正吉福祉会	社会福祉法人 三井記念病院	社会福祉法人 菅生会
	20	木	社会福祉法人 南山会	社会福祉法人 府中西和会	社会福祉法人 武尊会	福 祉 局	
	21	金	福 祉 局				
	22	土					
	23	日					
	24	月	福 祉 局				
	25	火	"				
	26	水	"				
	27	木	"				
	28	金					
	29	土					
	30	日					
講 評		7月31日					

平成14年 6月